

令和6年村上市議会第1回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和6年3月15日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第14号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第15号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
議第17号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議第18号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第19号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第21号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議第22号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定について
議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議第25号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議第34号 朝日みどりの里条例の一部を改正する条例制定について
議第35号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

- 議第36号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第37号 村上市上水道条例及び村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）
- 議第39号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 議第40号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第41号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）
- 議第42号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第43号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第44号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第45号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 6 議第 4号 令和6年度村上市一般会計予算
- 議第 5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算
- 議第 6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 議第 7号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 議第 8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第11号 令和6年度村上市上水道事業会計予算
- 議第12号 令和6年度村上市簡易水道事業会計予算
- 議第13号 令和6年度村上市下水道事業会計予算
- 第 7 議第46号 村上市副市長の選任について
- 第 8 議第47号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議第48号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 第10 議会改革等に関する調査について
- 第11 議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 議員発議第2号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 閉会中の継続調査について
- 第13 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1番	上村正朗	君	2番	菅井晋一	君
3番	富樫雅男	君	4番	高田晃	君
5番	小杉武仁	君	6番	河村幸雄	君
7番	本間善和	君	8番	鈴木好彦	君
9番	稲葉久美子	君	10番	鈴木一之	君
11番	渡辺昌	君	12番	尾形修平	君
13番	鈴木いせ子	君	14番	川村敏晴	君
17番	木村貞雄	君	18番	長谷川孝	君
20番	大滝国吉	君	21番	山田勉	君
22番	三田敏秋	君			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳	君
副市長	忠聡	君
教育長	遠藤友春	君
政策監	須賀光利	君
総務課長	東海林豊	君
財政課長	長谷部俊一	君
企画戦略課長	大滝敏文	君
税務課長	永田満	君
市民課長	小川一幸	君
環境課長	阿部正昭	君
保健医療課長	押切和美	君
介護高齢課長	大滝きくみ	君
福祉課長	太田秀哉	君
こども課長	山田昌実	君
農林水産課長	小川良和	君
地域経済振興課長	富樫充	君

觀光課長	田	中	章	穗	君
建設課長	須	貝	民	雄	君
都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	稻	垣	秀	和	君
會計管理者	菅	原		明	君
農業委員會 事務局局長	高	橋	雄	大	君
選管・監查 事務局局長	木	村	俊	彦	君
消防長	田	中	一	榮	君
学校教育課長	小	川	智	也	君
生涯學習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	平	田	智	枝子	君
神林支所長	瀨	賀		豪	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝		寿	君

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	中	山		航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、河村幸雄君、14番、川村敏晴君を指名いたします。御了承をお願いします。

日程第2 議第14号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について

議第15号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について

議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について

議第17号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について

議第18号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議第19号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定につい
て

議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第21号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第2、議第14号から議第21号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第14号から議第21号の8議案について、その審査の概要と経過について御報告申し上げます。

去る2月29日及び3月1日の両日、午前10時から、第1委員会室において、委員6名、副議長、副市長、教育長をはじめ理事者出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第14号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、水道普及率が99.7%から99.4%に減っている理由はとの質疑に、令和3年3月の過疎計画策定時、水道普及率を99.7%と誤って記載したため、計画変更に伴い、県との協議により指摘を受けて修正するものとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、辺地対策事業債の充当率はとの質疑に、事業費に対する起債充当率は100%となり、その元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。交付税措置されるもので、償還期間が10年間となり、そのうち元金据置期間が2年となるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づき、美術品として価値がある刀剣類の製作承認

事務を本市が取り扱うということだが、専門的知見を有する職員は存在するののかとの質疑に、主に刀匠が申請をするが、初回の申請については県を通して文化庁ですることになる。2度目に製作をする段階の承認は権限移譲を受けて市で実施し、美術的価値の評価については県で行うとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第14号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議第22号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定につ

いて

議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議第25号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第26号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定について

議第28号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第29号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第22号から議第33号までの12議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第22号から議第33号までの12議案については、去る3月6日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第22号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号は起立全員にて原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この統合保育園の整備はどのように進んでいくのか、全体的な流れを知りたいとの質疑に、この選定委員会の条例は業者を選定するための委員会である。業者を選定するに当たり、土地や期間をどうするのかなどを募集要項の中に決めて、来年度の春に業者の募集を行う。来年度の委員会は4回の開催を予定しており、事業者を決め、決定した業者と具体的なことを詰めていくことになる。現段階では令和9年4月に統合保育園開園に向けて民設民営を想定しており、民間事業者の事業費に市も応分の負担をすることが想定される。そういった内容の募集要項を決めて進めていくことになるとの答弁。

委員より、まず募集要項を明らかにしてもらわないと判断ができない。もう少し事業のスケジュールや進め方をきちんと示してほしいとの質疑に、この統合保育園は村上駅周辺まちづくり事業の一環として進めているという大枠の考え方がある。特に村上総合病院跡地の開発については、ゾーニングした上で、その一角を統合保育園の用地に充てようということを進めている事業である。一方で、統合を予定している3園は老朽化も進んでいる現状もあり、令和9年4月に開園したいという急ぐ要素もあることから、まずこの条例制定に御理解をいただき、業者選定の前段であるこの制度に基づき進めさせていただきたいとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、デイサービスセンター長津がデイサービスセンター、さわらびセンターに統合することによって移動となる利用者への手厚い対応は聞いているが、職員についてはどうかとの質疑に、社会福祉協議会の職員については長津に勤めている方をできるだけさわらびセンターのほうに移動

して、利用者の支援に回っていただくよう調整しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例は施行日が4月1日であり、議会最終日に可決されると、その間16日しかないがとの質疑に、この長寿祝金についてはこれまで社会に長く貢献していただいたことへの敬意を表する意味でのお祝金ということであり、市長などがお祝いを申し上げる際に、御本人を含めて御家族の方は本当に喜んでくださる。そのことが一番の市からの感謝である。受け取られる方にとってお祝金の額によって気持ちの変化は少ないのではないかと考えているとの答弁でした。

委員より、周知期間が問題となっているが、区長会などでも話を出しているとのことだが、その区長会はいつ頃だったのかとの質疑に、区長会ではないが、昨年11月に敬老会の運営方法などを確認する際に併せて長寿祝金についての意見もお聞きした。中には今までどおりという意見やもっと欲しいという意見もあったが、平均寿命が延びている中で、見直しや検討をして子育てなどに使ったらどうかとの意見もいただいたことから、今回の提案につながったとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、鈴木好彦委員より、周知期間が短過ぎることから、施行日を1年延ばして令和7年4月1日にできないかとの意見。

菅井晋一委員より、条例をつくる際に施行日にもう少し配慮すべきであったとの意見。

木村貞雄委員より、短期間のうちに施行するのは性急ではないかとの意見。

稲葉久美子委員より、市民の皆さんにお知らせする期間が短いことを受ければ、早く議会にかけて周知することが必要だったと思う。延期する方法もいいのではないかとの意見がありました。

次に、討論を求めたところ反対の討論が2件ありました。

以上で審査を終結し、起立による採決を行った結果、議第27号は可否同数のため、委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、附則に村上市在宅寝たきり老人介護手当支給条例は廃止すると出てくるが、廃止しても問題はないのかとの質疑に、在宅寝たきり老人介護手当支給については、介護保険の地域支援事業で行っていたが、新たに保健福祉事業として実施することになるため、ここに載せているとの答

弁でした。質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号から議第33号までの4議案について一括議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、一括質疑に入りましたが質疑なく、初めに議第30号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第22号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

1 番、上村正朗君。

〔1 番 上村正朗君登壇〕

○1 番（上村正朗君） おはようございます。議員番号1番、上村正朗でございます。議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定についてに対して、反対の立場から討論を行います。

本議案は、現行の村上市長寿祝金等支給条例について、医療や保健福祉制度の向上等により平均寿命が延び、100歳を迎える市民の数も増えたこと等を理由として、現行88歳記念品、99歳記念品、100歳祝金20万円を支給する制度を88歳記念品、99歳記念品廃止、100歳祝金10万円の支給に変更しようとするものです。平均寿命の延びや高齢者の生活スタイル、価値観の変化等々から従来制度の見直しを行うことを一概に否定するものではありませんが、本議案については以下の理由から反

対いたします。

反対の理由の第1は、市民の意見を十分聞いていないということです。本議案は全ての市民に係る内容なので、本来、改正案を市報やSNS等で市民に十分周知した上で、パブリックコメント等で意見を求めるべきであったと考えます。

反対の理由の第2は、制度変更の周知期間が短いことです。3月15日の本会議で条例を改正して4月1日施行では、市民の皆さんに周知する期間が短過ぎると思います。100歳を迎える御本人や御家族の心情を思えば、もっと丁寧な説明と周知をする必要があると考えます。

全体として言えることは、100歳を迎える御本人や御家族、関係者の皆様の心情に配慮した丁寧な対応が必要であるという観点から見て、制度改正までの進め方が十分ではなかったと言わざるを得ません。言うまでもなく市政の主人公は市民の皆さんです。市政を進める上で、市民の皆さんに丁寧に説明し、市民の皆さんの御意見を十分聞くことが何より大切なことだと考えます。

以上、本議案に対する所見を述べ、反対討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第4 議第34号 朝日みどりの里条例の一部を改正する条例制定について
議第35号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
議第36号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第37号 村上市上水道条例及び村上市水道布設工事監督者の配置及び資格
基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第34号から議第37号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） それでは、ただいま上程されております議第34号から議第37号までの4議案について、その審査の概要と結果について御報告をいたします。

去る3月7日及び8日の両日、午前10時から、第1委員会室において、委員6名、議長、副市長をはじめ、理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第34号 朝日みどりの里条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、観光課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第34号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、農林水産課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第35号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、建設課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この改正によってどのくらいの収入増があるのかとの質疑に、全体の試算はできていないが、大口の東北電力の分だけで現在360万円ほどの占用料が27万円ほど増額になるが、その他の案件を含めても100万円を超えるような増額にはならないと見込んでいるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第36号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第37号 村上市上水道条例及び村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、上下水道課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第37号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第34号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）

議第39号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）

議第40号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）

議第41号 令和5年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第2号）

議第42号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第43号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第44号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）

議第45号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第38号から議第45号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、それぞれ関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）については、当委員会に設置した総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会で、2月29日から3月8日までの間、各所管分の審査を行いました。各分科会での審査が終了したことから、3月13日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開催しましたので、その審査の概要と結果について報告をいたします。

総務文教分科会では、議第38号のうち総務文教分科会所管分については起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

市民厚生分科会では、議第38号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

経済建設分科会では、議第38号のうち経済建設分科会所管分については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

それぞれ各分科会長報告に対し質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第38号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第39号及び議第40号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について御報告申し上げます。

初めに、議第39号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、土地取得事業経費7,219万6,000円減について、用地購入及び補償に至らなかった理由はこの質疑に、村上駅周辺まちづくり事業については、市道区域が決定された後に特別控除を受け

ることで税務署と協議しており、今年度は買収しなかったもので、南中央線については1件の用地買収を予定していたが、合意に至らなかった。道の駅朝日リニューアル事業に伴う拡張用地取得については、譲渡所得の特別控除を受けるために土地収用法に基づく事業認定を新潟県へ9月に申請していたが、本市が取得する土地に国と交換する用地が含まれていることに疑義が生じた。2月2日付で事業認定の告示があり、現在税務署と譲渡所得の特別控除を受けるための事前協議を進めているところであるが、県との協議に時間を要したことで買収に至らなかったとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第42号から43号については、先ほど報告いたしました議第33号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第42号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第41号、議第44号及び議第45号の3議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告をいたします。

初めに、議第41号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）を議題とし、観光課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、本年度の営業状況についてはとの質疑に、総数72日間を予定していたが、少雪により開設できた日数は41日間であった。利用者数は5,159人で、昨年より1,000人ぐらい少ない実績となった。スキー授業は学校数で5校、回数で12回、延べ人数603人となっているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第41号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、上下水道課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第44号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第45号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、上下水道課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第45号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

11時5分まで休憩といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第6 議第 4号 令和6年度村上市一般会計予算
議第 5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算
議第 6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 7号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第 8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算
議第11号 令和6年度村上市上水道事業会計予算
議第12号 令和6年度村上市簡易水道事業会計予算
議第13号 令和6年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第4号から議第13号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

[一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第4号 令和6年度

村上市一般会計予算については、先ほど報告いたしました議第38号に引き続き審査を行いましたので、その審査概要と結果について報告を申し上げます。

議第4号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会ともに起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれ各分科会長報告に対し質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第4号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第5号及び議第6号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過について御報告申し上げます。

初めに、議第5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳入歳出の結果、土地開発基金の残高はとの質疑に、令和6年度末で5,408万3,000円の見込みであるとの答弁。

委員より、村上駅周辺まちづくり事業に伴う買収についてのスケジュールはとの質疑に、市道予定区域において建物が1棟あることから、令和6年度中に対応を検討しているが、令和7年度になることも想定して協議を進めているとの答弁。

委員より、イオンリテールの土地も含め、令和7年度以降の予定なのかとの質疑に、イオンリテールについても無償、有償にかかわらず現在も協議を進めているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第5号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、告知端末機が廃止される中、借上料が全体で約1,000万円計上されているが、内容はとの質疑に、防災行政無線の更新工事を実施しており、告知端末機を廃止してタブレットに変えていくが、今年度と来年度、2か年の継続工事を実施している。防災タブレットの配布を5月から開

始し、秋口までには終える予定としており、その間の使用料ということになるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第6号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第8号から議第10号までの3議案については、去る3月6日の市民厚生常任委員会において、議第43号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

最初に、議第8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、基金が4億円あるが、保険料を決める際に、基金を取り崩して保険料を下げるような話はなかったのかとの質疑に、今後被保険者数が減少していくことが見込まれるが、1人当たりの医療費は県内でも多い額になっており、高額医療も出てきている。そういう意味では、保険者数が減ってもかかる医療費は下がらず、上がるが見込まれるため、今のところ保険料率は改定せずに、必要があれば基金を取り崩しながら、保険料は据置きでいきたいと考えているとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

保健事業費について、委員より、新規事業で健康診査未受診者対策事業費として、未受診者へAIを活用した受診勧奨を行うとのことだが、その内容はとの質疑に、国民健康保険でも実施しているが、AIを活用してその人の受診歴や健康歴を分析して、その人に合った受診内容のはがきを送付し、受診を推奨するもので、対象者はその年度に76歳になる方から84歳までの方を予定しているとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第9号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、認知症総合支援事業経費で徘徊高齢者へのGPS貸出事業の見直しを考えているとの説明があったがとの質疑に、現在使用しているGPSの機器を搭載した携帯電話のようなものがあるが、外出時に持っていかなかったり、なくしてしまったことがあり、使いづらいという話をケアマネジャーが利用されている方から聞いている。今はいろいろな徘徊対策の機器が出ていて、靴の底やつえにGPSの機器をつけられるなど、利用者の状況に合わせた選択ができることから、事業の見直しを行ったとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第7号及び議第11号から13号までの4議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議第7号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、観光課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、議会と関係地域の方には令和6年度末で閉鎖したいとの説明であったが、スキー場利用者からは存続に関しての動きがあると聞いている。理解は得られているのかとの質疑に、全ての方とはいかないが、スキーヤーの皆さんとも話はしている。様々な御意見があることは承知しているし、いつまでも長引かせるわけにはいかないので、今後も継続して理解を得られるよう努力していくとの答弁。

令和6年度の公債費の元金償還が903万円ということだが、残金は幾らあるのかとの質疑に、1億6,528万5,000円であるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第7号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 令和6年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、上下水道課長から説明を受

けた後、質疑に入りました。

委員より、補償工事が多くなっているが、職員体制は大丈夫なのかとの質疑に、一昨年豪雨災害に関する補償工事が大変多くなっている。職員で協力して乗り切りたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第11号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 令和6年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、上下水道課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第12号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第13号 令和6年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、上下水道課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下水道技術職員が不足していると聞いたが、実態はとの質疑に、村上市の職員全体で技術者が不足している。人事管理でも募集をかけているが、なかなか採用には結びつかないのが現状であるとの答弁。

能登半島地震で老朽管に大きな被害が出ているが、30年以上経過している下水道管で道路の陥没などの不具合は発生していないのかとの質疑に、管自体の耐用年数は50年と言われているので、その前に適切に更新していきたいとの答弁。

下水道事業会計だけではないが、上水道、簡易水道の3事業会計の経営状況が悪化している対策に関して、審議会のほうで検討していただいているとのことだが、今後利用者の減少が進む中、維持管理経費が増えていく状況になると、一般会計からの繰入れも増えてくることになる。これでは企業会計としては成り立たないと思うが、独立採算制の原則の下でどのように存続を考えているのかとの質疑に、3事業とも厳しい財政状況になっている。施設の老朽化も進んでおり、その改修の際にどれだけ人口に応じたダウンサイジングができるか。また、下水道であれば集落排水から合併浄化槽への切替えの議論もある。今後、適切な形で運営できるように課内でも検討を行っていくとの答弁。

委員より、企業債の残高が相当残っており、今後の償還も厳しくなってくると想像するがとの質疑に、人口減少に伴い使用量も減少する。今後、使用料の改定も視野に入れながら議論していきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第13号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第4号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 議員番号1番、上村正朗でございます。議第4号 令和6年度村上市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和6年度は、第3次村上市総合計画の中間年を迎えます。計画が示す本市の将来像、あふれる笑顔のまち村上市の実現に向けて着実な歩みが求められています。また、市は令和6年度から令和8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間と位置づけ、歳入歳出の徹底的な見直しに取り組んでいくとしています。財政状況が厳しさを増す本市にとって、財政健全化に向けた取組は必要だと思いますが、問題はその中身、方向性だと考えます。

さて、令和6年度村上市一般会計予算は総額359億8,000万円で、昨年度を1億8,000万円上回る予算となっており、主な歳入としては地方交付税141億5,000万円、市税61億円、国県支出金55億円、市債30億円を見込んでいます。歳出予算については、継続事業として防災行政無線設備更新事業や旧ごみ処理場解体事業、市道府屋勝木線改良工事、道の駅朝日拡充事業、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修、子育て支援拠点施設の整備などが計上されています。一方、主な新規事業では乳幼児おむつ用品購入券支給事業に2,601万9,000円、こども家庭センターの設置に1,658万1,000円、1か月児健康診査費用に対する助成事業112万円など、子育て支援の施策、除雪管理システム導入事業に1,400万円、圃場整備事業の推進1,468万8,000円、木育の取組505万3,000円などの事業が計上され、市民生活の向上と地域の活性化を目指す予算として評価することができる内容だというふうに考えます。一方、区長会やスポーツ関係団体が長年要望してきた事業が先送りされ、事業化しなかったとの話も聞いています。今後、事業の実施、予算の執行に当たっては、効率的かつ市民本位の立場に立って進めていただくよう要望いたします。

また、本予算の執行等について以下の点について御留意いただきますようお願い申し上げます。第1に、財政健全化に向けた取組の方向性と基本的な考え方についてであります。特別支援学級に配置される介助員の人数が令和6年度に15人削減されるとのことです。代わりに教職員の事務負担を軽減する等の目的でスクールサポートスタッフを全校に配置するということですが、両者は異なる目的で配置されるものであり、介助員の削減が教育活動の遂行に支障を生じさせないか不安があります。早めに実態の検証を行い、教育活動に支障があれば直ちに介助員の追加配置を行うよう要望いたします。先ほども申し上げましたとおり、財政健全化の取組は必要なことですが、その結果、子供たちの成長や市民生活のセーフティーネットが損なわれることがあってはならないと考えま

す。市民の立場に立った慎重な対応をお願いいたします。

第2は、村上駅周辺まちづくり事業についてであります。本予算には、大規模跡地の利活用案を具体化するため、ワークショップやサウンディング型市場調査等の予算が計上されています。しかし、総事業費と市の負担額が分からないまま既成事実が積み上がっていくことに不安を感じます。国の施設や民設民営で建設予定の統合保育園、これから施設や施設運営のコンセプトを検討していく複合施設と現段階で具体的な事業費を示すことが困難な事情があるということは十分に理解いたしますが、財政健全化の取組を進めなければならない本市において、この事業を進めても財政的に大丈夫だということを早い時期に具体的な数字で市民に説明していただきたいと思えます。

以上、本予算に対する所見を述べさせていただきました。議第4号についての賛成討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第46号 村上市副市長の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第46号 村上市副市長の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第46号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市副市長の選任につきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の御同意を求めらるるものであります。

現副市長の忠聡氏から本年3月31日をもって退職したい旨の願い出があり、これを承認したことから、後任として大滝敏文氏を適任と考え、新たに副市長に選任しようとするものであります。

同氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。昭和62年、市町村合併前の村上市役所に入庁、平成20年4月、市町村合併により、引き続き現在の村上市職員として活躍をまいりました。平成30年4月には農林水産課長、その後、企画財政課長、企画戦略課長を歴任し、現在に至っております。これまでの行政経験を生かし、引き続き職員を牽引し、諸課題に立ち向かっていただけるものと期待をいたしているところであります。

なお、任期につきましては、本年4月1日から4年間となっております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

2番、菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 1点だけお伺いします。

任期途中で現副市長さんが退任される理由を伺います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） プライベートな内容でありますので、御自身の事情だということでお聞きをし、私もそれは致し方ないなということで、慰留は申し上げましたのですけれども、承認をさせていただいたということでもあります。

○2番（菅井晋一君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き18名です。

ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特に御注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、6番、河

村幸雄君、14番、川村敏晴君を指名いたします。

両人の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成12票、反対6票、以上のとおりであります。

よって、議第46号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議第47号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第47号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第47号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、当該条例で引用する規定について改正するものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第47号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第48号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第11号)

○議長(三田敏秋君) 日程第9、議第48号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第48号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年度村上市一般会計補正予算(第11号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,500万円を追加し、予算の規模を390億4,140万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、災害復旧事業における地方債を計上したほか、令和6年能登半島地震の代理寄附金について、実績により追加計上いたしました。

歳入におきましては、18款寄附金で令和6年能登半島地震代理寄附受付分として、ふるさと納税寄附金1,500万円を追加し、第19款繰入金で減債基金繰入金990万円を減額し、第22款市債では起債対象事業費の増額により、農地農業施設災害復旧事業債990万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第9款消防費で令和6年能登半島地震における代理寄附金として、防災対策一般経費1,500万円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正は、障害者自立支援給付審査支払い等システム改修委託において、年度内での完了が困難となったことから、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、障害者自立支援経費803万円を追加しようとするものであります。

第3条、地方債の補正は、災害復旧事業債の限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(三田敏秋君) 討論なしと認めます。

これから議第48号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長(三田敏秋君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議会改革等に関する調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議会改革等に関する調査についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長。

〔議会改革調査特別委員長 長谷川 孝君登壇〕

○議会改革調査特別委員長（長谷川 孝君） 議会改革調査特別委員会の最終報告をいたします。

当委員会は、令和4年第2回臨時会において設置された特別委員会であります。これまでの間、18回にわたり委員会を開催し、諸課題について検討を重ねてまいりましたが、一定の結論を得ましたので、本日、最終報告を行うものであります。

当委員会では、初めに具体的な検討項目を確定するため、全議員にアンケートを実施し、検討項目を精査いたしました。その結果、政治倫理・資質の向上、議員定数の見直し、議会のデジタルトランスフォーメーションの推進、議員の人材確保の4項目について調査・検討することといたしました。

1点目、政治倫理・資質の向上については、倫理条例の制定に向けて協議を進めることとし、条例案を作成するに当たり、倫理条例の基本的な6項目、政治倫理基準、請負などの制限、資産の公開、住民の審査請求、政治倫理審査会、問責制度のうち、資産の公開を除いた5項目について盛り込むことといたしました。また、それまで議会基本条例第22条第2項に規定していた、議員は市から活動や運営の全てに対して補助金または助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとするという条項については、政治倫理条例に移行すべきであるとの結論から、その条項を含めた政治倫理条例の条例案を確定し、令和4年第4回定例会に議員発議により提案され、原案どおり可決・成立いたしました。

次に、2点目、議員定数の見直しにつきましては、合併直後の定数30人から現在の22人への削減に至った経緯について確認し、さらなる削減の必要性について、各議員にアンケートを行った上で検討を行いました。その中で、人口減少は進行しているが、広大な市域を持つ本市にとって、各地区の多様な意見を反映するためには、現時点で削減すべきでないなどの発言もあり、意見が拮抗し、委員会として一定の方向性を得るまでに至らなかったことから、第7回の委員会で一旦は議論を打ち切ることといたしましたが、令和5年第2回定例会において、議員定数削減に向けた条例改正案が発議されたことを契機とし、第12回の委員会で再検討することといたしました。第14回の委員会では、議員定数を22人から2人削減し、20人とする方向で意見が一致し、パブリックコメントを行った上で、令和5年第4回定例会で議員発議により改正案が上程されました。採決の結果、原案の

とおり可決したことから、その後は各委員会の人数について引き続き検討を行いました。県内の各市議会の状況を精査した上で、常任委員会については、総務文教常任委員会7人、市民厚生常任委員会7人、経済建設常任委員会6人、一般会計予算決算常任委員会20人といたしました。あわせて、議会運営委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数についても検討し、議会運営委員会8人、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会8人とすることといたしました。この後、議員発議により、委員会条例の改正案が上程される運びとなっております。

次に、第3点目、議会のデジタルトランスフォーメーションの推進については、全国の地方議会で導入が進んでいるタブレット端末について検討いたしました。その結果、議案審議をはじめ、議員と議会事務局の連絡調整、リアルタイムの情報共有、ペーパーレス化によるカーボンニュートラルへの貢献など、導入による効果が有益であることから、タブレット端末を導入することといたしました。有効かつ適正な活用に資するため、タブレット端末運用規程を策定し、会議システムを導入した上で、令和6年第2回定例会からの運用を目指すことといたしました。

次に、4点目、議員の人材確保につきましては、地方議会議員の成り手不足が課題となる中、都市部の議会では比較的高い報酬を背景とし、専門化が進んでおりますが、逆に地方部では報酬の程度が子育て世代の家計負担を十分に確保できないなどの理由から、若手議員の立候補が少なく、世代的なアンバランスが生じております。しかし、本市議会では、議員報酬については議会運営委員会が所管し、検討していることから、当委員会としては報酬についての検討を行わないことを確認いたしました。

そのほか、地方議員の成り手不足対策として、福利厚生面での環境整備が重要との発言があり、その方向で意見集約を図ったところです。検討の中では、議員の健康診断への助成制度や立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化、地方議員の厚生年金加入の法制化について検討いたしました。

その結果、議員の健康診断への助成制度は、県内市議会の状況について調査したところ、助成制度がある市議会は1つのみで、そちらの市議会についても一般会計からの助成ではなく、互助組織からの補填ということであり、当委員会として助成制度の創設については検討しないことといたしました。

また、立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化につきましては、立候補者の環境整備としては有効であります。中小企業にとっては長期の休暇によって人材の補填が課題となることから、事業者の負担も考慮する必要があり、国へ法改正を求めることについては時期尚早とし、継続した検討の必要性を確認いたしました。

最後に、地方議員の厚生年金への加入の法制化につきましては、国の厚生年金加入者の範囲拡大の流れもあることから、法制化によって環境整備を図ることが効果的であるとの結論から、当委員会として地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議員発議によって提出することと決定し、令和4年第4回定例会に上程され、可決されました。それを受け、関係省庁へ意見書が提出さ

れたところでございます。

以上、これまでの審査経過と結果等について概要を述べました。以上の報告をもって議会改革調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

日程第11 議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

議員発議第2号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第1号及び議員発議第2号の2議案は、地方自治法改正等に伴う本市議会会議規則及び委員会条例の改正であります。これを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

13番、鈴木いせ子さん。

〔13番 鈴木いせ子君登壇〕

○13番（鈴木いせ子君） 議員発議第1号及び第2号提案理由。

ただいま上程されました議員発議第1号 村上市議会会議規則の一部を改正する規則制定について及び議員発議第2号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年4月の地方自治法一部改正により、地方議会に係る手続のオンライン化が可能となり、本年4月から施行されることに加え、本年第2回定例会からの運用を目指しておりますタブレット端末の導入に伴い、議案の配付や発言の通告など、従来は文書で行われていた手続をオンラインで行うことを可能とするほか、社会情勢に合わせて用語を改めること等に伴い、会議規則及び委員会条例を改正するものであります。

また、令和5年12月に議員定数を2人削減し、20人となったことにより、議会改革調査特別委員会の検討結果を踏まえ、先ほど長谷川委員長から報告があったとおり、各委員会の定数をそれぞれ改正するものであります。

本案の賛成者は、長谷川孝議員、河村幸雄議員、木村貞雄議員、本間善和議員、尾形修平議員、小杉武仁議員、川村敏晴議員。そして、提出者は私、鈴木いせ子でございます。

以上、市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第1号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第2号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第2号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。各委員会に関わる閉会中の継続調査については、各委員長申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各委員長申出のとおり決定をいたしました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任をされました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和6年第1回定例会を閉会といたします。

皆様方には長期間にわたり大変御苦勞さまでございました。

午後 0時05分 閉 会